

帰宅困難者等支援マニュアル 資料集

＊ ＊ 目 次 ＊ ＊

- 資料 1 成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約
- 資料 2 成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会 委員名簿
- 資料 3 施設の安全確認チェック表
- 資料 4 [災害時 帰宅困難者用]成田駅周辺施設マップ
- 資料 5 発災時の帰宅困難者対応に関する連絡系統
- 資料 6 一時滞在施設 受入れカード
- 資料 7 一時滞在施設 滞在者名簿

成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約

(設置)

第 1 条 災害等が発生した場合における公共交通機関の運行の停止又は遅延により、成田駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、必要な支援を図ることを目的として、成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 協議会の構成員間の緊急連絡体制に関すること
- (2) 帰宅困難者への情報提供体制に関すること
- (3) 成田駅周辺における一時滞在施設に関すること
- (4) 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導に関すること
- (5) 帰宅困難者等の発生の抑制に関すること
- (6) 徒歩により帰宅するためのルート及びマップに関すること
- (7) 帰宅困難者等の対策訓練に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、帰宅困難者等に対する必要な支援に関すること

(構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会に参加を表明した者をもって構成する。

- (1) 鉄道事業者
- (2) 成田駅周辺に所在し、又は当該地域に係る次の者
 - ア 大規模集客施設事業者
 - イ 民間事業者（アに掲げる者を除く。）
- (3) 千葉県
- (4) 自衛隊
- (5) 警察機関
- (6) 消防機関
- (7) 成田市
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会が認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 3 人を置き、協議会で選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の事業を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議には、会長が必要と認める関係者を出席させ、説明させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、成田市危機管理主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成28年12月22日から施行する。

成田駅周辺帰宅困難者等対策協議会 委員名簿

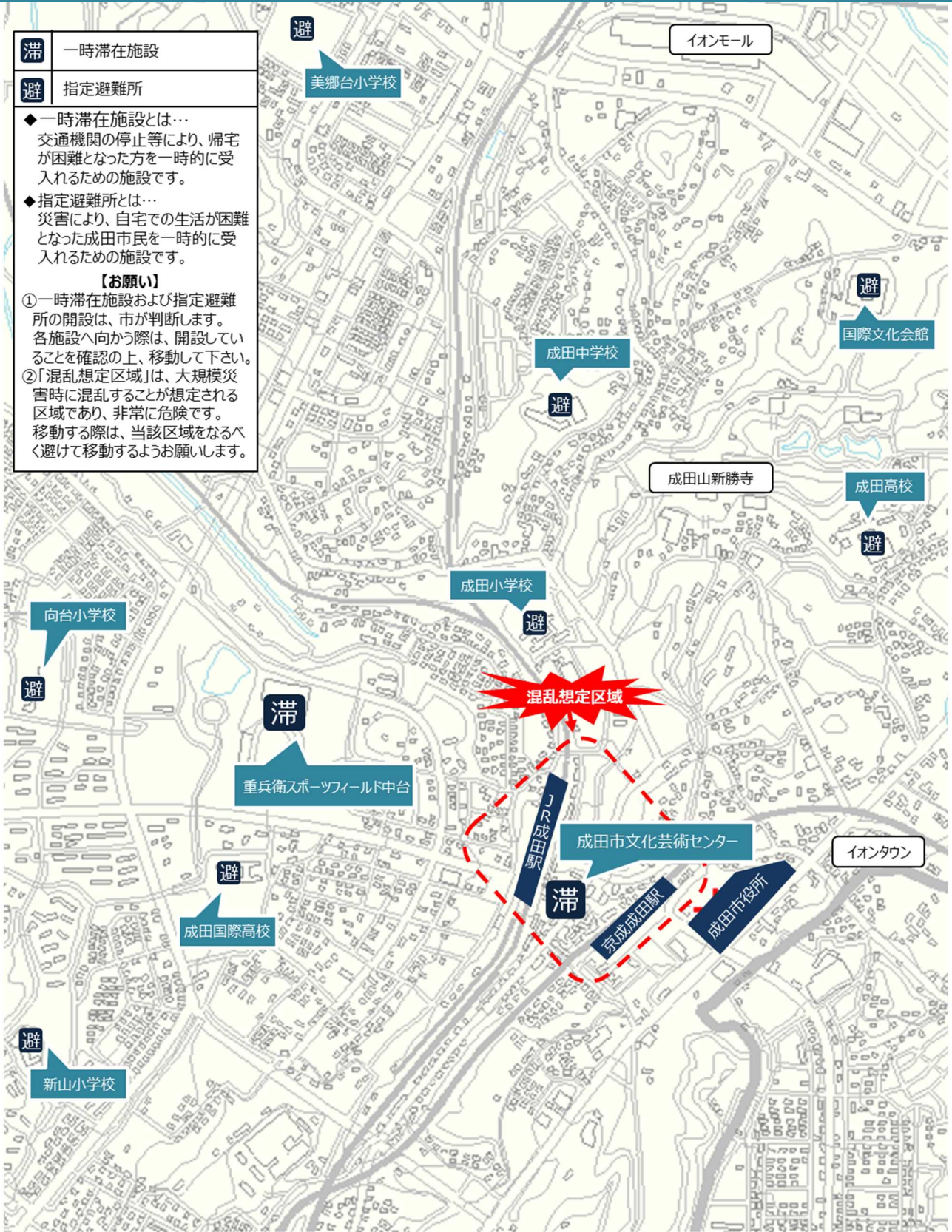
	種別	機関名	役職	役員
1	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社	成田駅長	副会長
2		京成電鉄株式会社	京成成田駅長	副会長
3	大規模集客施設	大本山成田山新勝寺	庶務部長	
4		イオンモール株式会社イオンモール成田	ゼネラルマネージャー	
5		イオンタウン株式会社イオンタウン成田富里	モールマネージャー	
6	帰宅困難要配慮者 支援施設	ホテルウェルコ成田	総支配人	
7		成田U-シティホテル	代表取締役	
8	経済団体	成田商工会議所	専務理事	
9	観光団体	一般社団法人成田市観光協会	専務理事	
10	公的機関	千葉県印旛地域振興事務所	次長	
11		成田警察署	警備課長	
12		自衛隊千葉地方協力本部成田地域事務所	所長	
13		成田市消防本部	指揮指令課長	
14		成田市	総務部長	会長
15			危機管理専門官	副会長

施設の安全確認チェック表

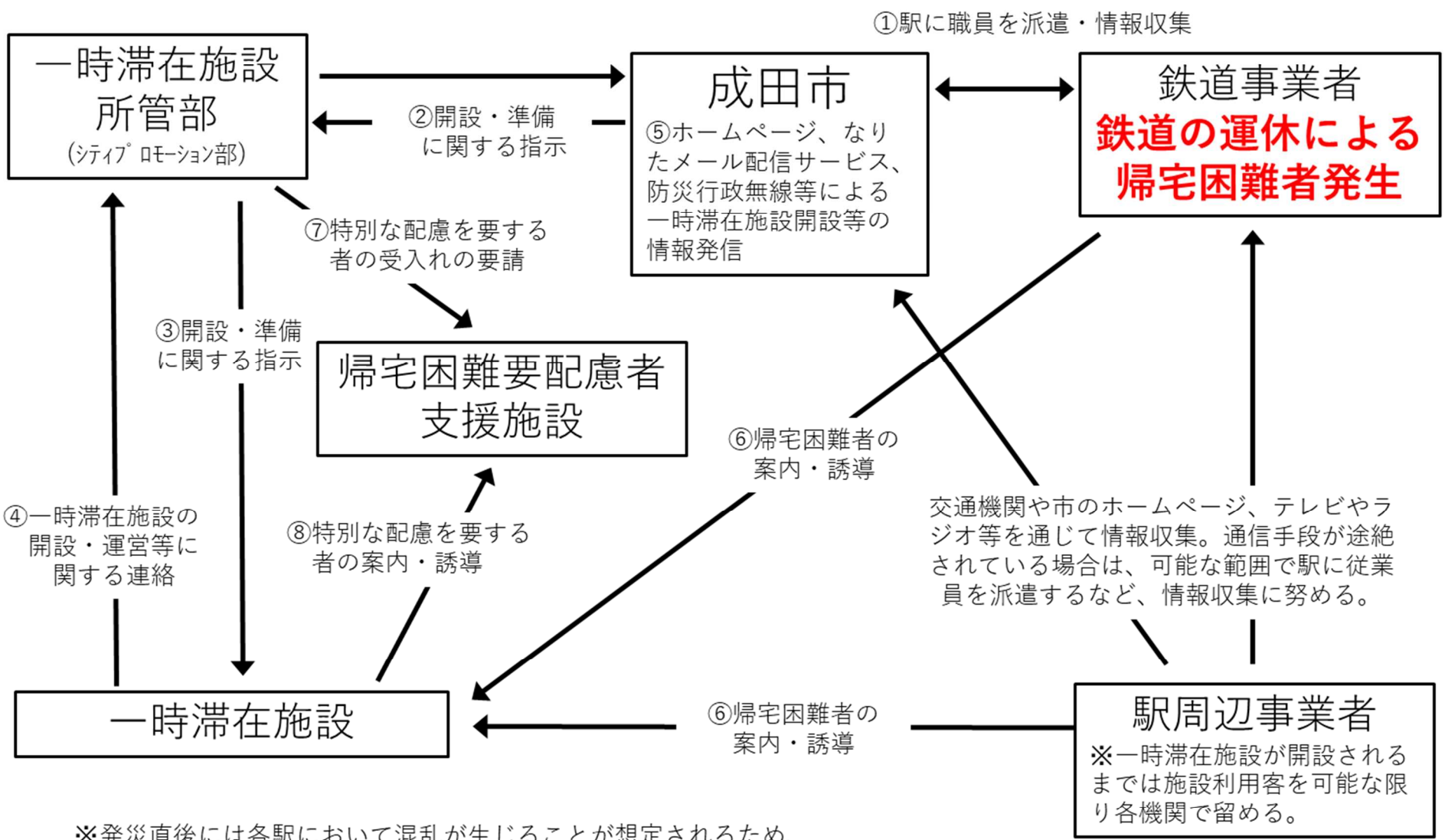
資料 3

点検項目		点検内容	判定	対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を撤去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向側が透けて見える。		建物を撤去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落は僅かである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を撤去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		建物を撤去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。		立入禁止 要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。		立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向側が透けて見える。 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落は僅かである。		立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。 窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理 要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。 書類等が散乱している。		要注意/要修理/要固定 要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） 照明が消えている。 空調が停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）非常用電源を稼働
2	エレベーター	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者や消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない。（溢れている）		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →（例）災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。		立入禁止/要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →（例）衛生携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。（通行不可である）		要復旧 →復旧でない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意 （状況により立入禁止）

滞	一時滞在施設
避	指定避難所
<p>◆一時滞在施設とは… 交通機関の停止等により、帰宅が困難となった方を一時的に受入れるための施設です。</p> <p>◆指定避難所とは… 災害により、自宅での生活が困難となった成田市民を一時的に受入れるための施設です。</p> <p>【お願い】</p> <p>①一時滞在施設および指定避難所の開設は、市が判断します。各施設へ向かう際は、開設していることを確認の上、移動して下さい。</p> <p>②「混乱想定区域」は、大規模災害時に混乱することが想定される区域であり、非常に危険です。移動する際は、当該区域をなるべく避けて移動するようお願いします。</p>	



発災時の帰宅困難者対応に関する連絡系統



※発災直後には各駅において混乱が生じることが想定されるため、市以外の機関が各駅に直接問い合わせることは行わないものとする。

※発災直後には一時滞在施設において混乱が生じることが想定されるため、市以外の機関が一時滞在施設に直接問い合わせることは行わないものとする。

一時滞在施設 受入れカード

施設入場日時： 年 月 日 時 分

(ふりがな) 氏名	
住所	都 道 市 区 府 県 町 村
携帯電話番号	
特記事項	<input type="checkbox"/> 配慮を必要としない
	<input type="checkbox"/> 配慮を必要とする (理由) <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 要介護者 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> その他※負傷情報、外国人の場合話せる言語など ()
	保有スキル (日本語以外の話せる言語、資格) など

【受入条件】

- ① 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと。なお、指示に従わない場合には、一時滞在施設からの退去を要求する場合があること。
- ② 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染した場合についても、施設管理者は、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- ③ 施設滞在者の所持する物品は預からないこと。
- ④ 余震、延焼、電力途絶等の影響により、建物の安全性等に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- ⑤ 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は市から全員又は一部の施設滞在者に対し、移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- ⑥ 負傷者の治療はできないことや、食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること。

私は上記【受入条件】に

 同意します ・ 同意しません

※「一時滞在施設 受入れカード」は、本一時滞在施設開設事案以外には使用いたしません

一時滞在施設 滞在者名簿

資料7

No.	施設入場日		施設退出日		ふりがな 氏名	住所			配慮の有無		
	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
1	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
2	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
3	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
4	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
5	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
6	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
7	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
8	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
9	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
10	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
11	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)
12	月	日	月	日		都府	道県	市町区	村	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(理由:)